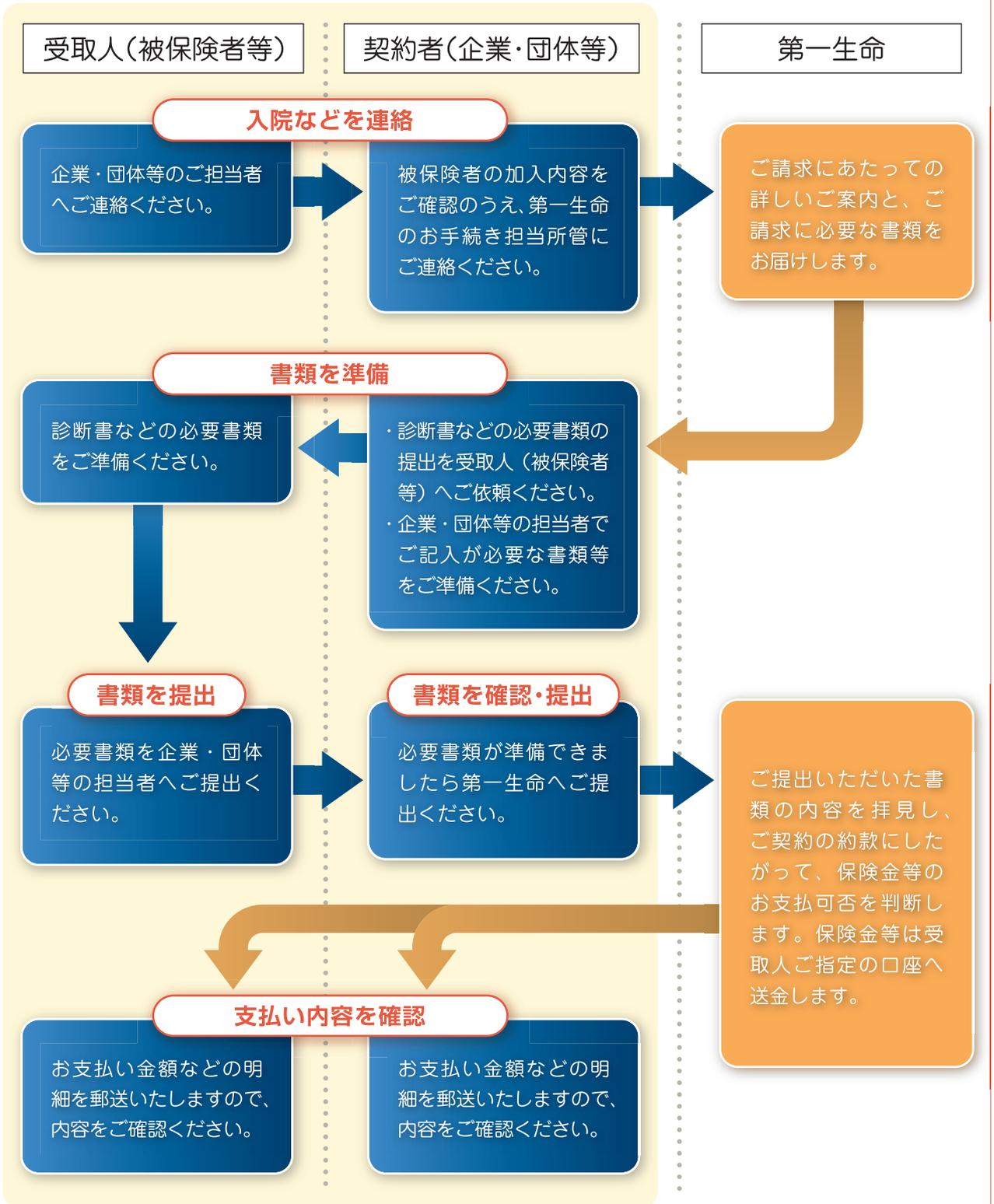


団体保険のご請求手続きの流れ

保険金・給付金などのご請求は、ご契約者(企業・団体等)経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに企業・団体等のご担当者にご連絡ください。

■書面でご請求いただく場合
(医療保障一時金保険・あんしんマイパッケージを**除く**)

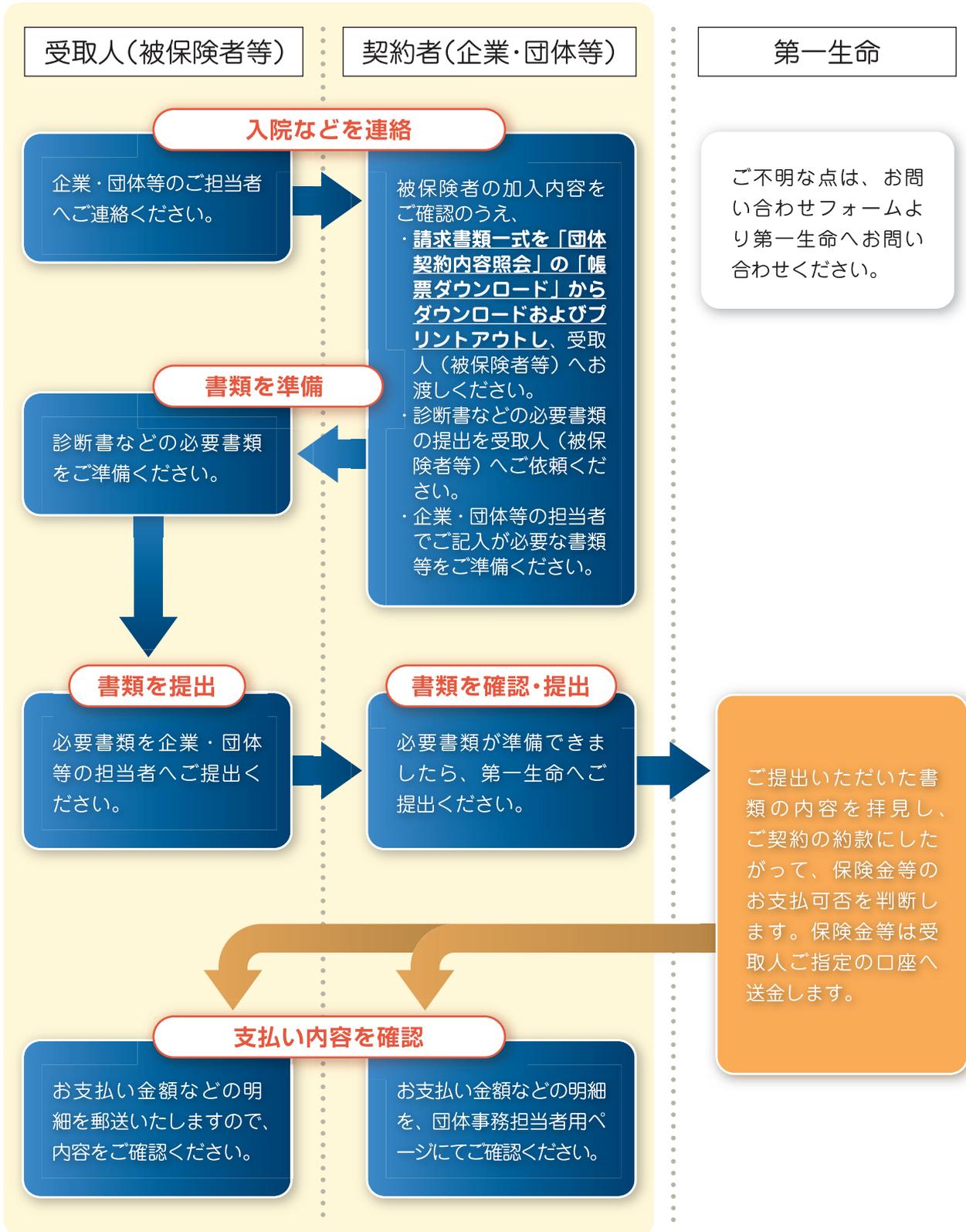
<事例>お受取人が被保険者またはそのご家族の場合



■書面でご請求いただく場合

(医療保障一時金保険・あんしんマイパッケージの場合)

- ・Web上でお手続きができない場合は、書面でのお手続きとなります。請求書類一式を「団体契約内容照会」の「帳票ダウンロード」からダウンロードし、受取人(被保険者等)へお渡しください。
- ・契約者(団体)を経由したご請求となります。経由していない場合は、請求書類を返却させていただきます。
- ・送金先に契約者などの団体名義の口座を指定することはできません。
- ・他の団体保険商品のご契約がある場合には、そのご契約における保障内容をご確認いただき、ご請求ください。

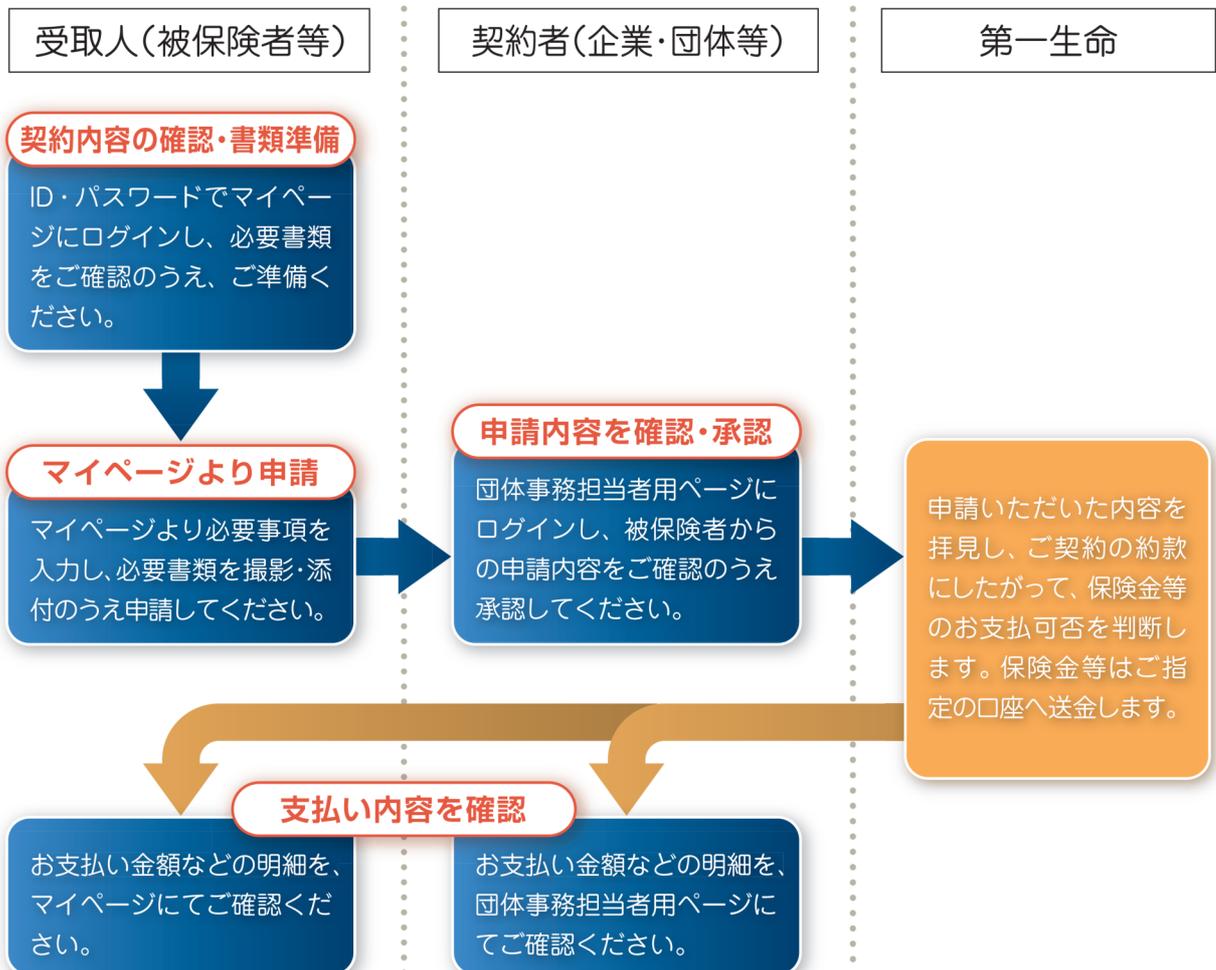


■Web上でご請求いただく場合

- ・「医療保障一時金保険」および「無配当団体3大疾病保険(2022)」「無配当団体医療一時金保険(2022)」のご請求の場合、原則として、Web上のマイページからご請求いただけます。*
- ・マイページへのログインには被保険者専用のIDとパスワードが必要です。
- ・以下の場合にはWeb上でのお手続きはできませんので、前ページの書面によるお手続きとなります。
 - ① スマートフォンやタブレットなどの端末をお持ちでない場合
 - ② 被保険者ご本人がお手続きできない場合(意思能力がない場合、ご本人さま死亡の場合など)
 - ③ ご請求の原因が、免責事由に該当する可能性がある場合(免責事由については、P26をご確認ください。)

※各種保険のWeb上のマイページはこちら

医療保障一時金保険	あんしんマイパッケージ (受取人が被保険者の場合)	あんしんマイパッケージ (受取人が配偶者、子の場合)
https://accounts.daiichihd.com/auth/danpo-4/personnel/main/	https://accounts.daiichihd.com/auth/danpo-1/member/main/	https://accounts.daiichihd.com/auth/danpo-2/family/main/
		



団体事務ご担当者さまへ

- 当社が事務幹事会社となっている保険契約をすべてご確認のうえ、契約内容のわかる書類（保険証券等）と、ご契約時にお渡ししている「ご契約のしおり一約款」「事務のしおり」をお手元にご用意ください。
- ご契約の保障内容にご不明な点がある場合、保険金・給付金の手続きは、お手続き担当所管までお問い合わせください。
- 保険金・給付金の手続きの場合、以下の内容を確認させていただきます。

死亡保険金の場合

- 保険証券の番号（団体番号）
- 被保険者番号（設定されている場合）
- 被保険者のお名前
- お亡くなりになられた日
- 原因（事故や病気など）
- 入院の有無
など

入院給付金の場合

- 保険証券の番号（団体番号）
- 被保険者番号（設定されている場合）
- 被保険者のお名前
- 入院日・退院日
- 原因（事故内容や病名など）
- 事故日・発病時期
など

- 当社が事務幹事会社となっているご契約の保険種類と付加されている特約をご確認のうえ、お支払対象となる保険金・給付金をご確認ください。

団体保険の主な商品・特約とお支払いする保険金・給付金等

商 品	主契約および主な特約 ※特約は付加されている場合のみお支払いの対象となります。	死亡保険金	高度障害保険金	災害障害保険金	障害給付金（災害）	入院給付金（災害）	入院給付金（疾病）	治療給付金	短期入院給付金	手術給付金	放射線治療給付金	骨髄ドナー給付金	入院一時給付金	3大疾病（サポート）保険金	就業不能保険金	上皮内新生物診断保険金	長期療養サポート保険金	医療一時給付金	外来手術給付金	介護給付金
総合福祉団体定期保険	主契約、ヒューマン・ヴァリュー特約 災害総合保障特約	○	○																	
団体定期保険	主契約、こども特約	○	○																	
	災害保障特約、こども災害保障特約			○	○	○														
	傷害特約、こども傷害特約			○	○															
	災害割増特約、こども災害割増特約 交通災害特約※1、こども交通災害特約※1				○	○														
拠出型団体定期保険	主契約、こども特約	○	○																	
	災害保障特約、こども災害保障特約			○	○	○														
	傷害特約、こども傷害特約			○	○															
	災害割増特約、こども災害割増特約 入院保障特約、こども入院保障特約			○	○			○	○											
新医療保障保険（団体型）	主契約※2					○	○			○	○	○	○							
医療保障保険（団体型）	主契約※3	○				○	○	○												
	短期入院・手術特約								○	○										
団体就業不能保障保険	主契約	○													○					
団体信用生命保険	主契約	○	○																	
	3大疾病保障特約													○						
3大疾病サポート保険（団体型）	主契約													○	○					
	企業復職支援特約※4 長期療養サポート特約（団体型）													○	○		○			
医療保障一時金保険	主契約																	○		
無配当団体定期保険(2022)※5	主契約	○																		
無配当団体3大疾病保険(2022)※5	主契約													○	○					
無配当団体医療一時金保険(2022)※5	主契約												○						○	
無配当団体介護保険(2022)※5	主契約																		○	

※1 所定の交通事故によるもののお支払いの対象となります。
 ※2 入院一時給付金については保障を付加している「1型」の場合のみお支払いの対象となります。
 ※3 死亡保険金、治療給付金については保障を付加している場合のみお支払いの対象となります。
 ※4 「企業復職支援金」としてお支払いします。
 ※5 あんしんマイパッケージの各種保険となります。

ご準備いただく書類について

- ご提出いただく書類の発行にかかる費用はすべてお客さま（お受取人（被保険者等）またはご契約者（企業・団体等））のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。なお、診断書のほか、戸籍謄本、住民票などをご提出いただく場合があります。
- ご請求いただく内容により、複数の請求書、診断書をご提出いただく場合があります。

診断書に代えて（請求書兼）治療内容報告書を使用してご請求される場合について

- 以下に該当する場合、診断書の提出に代えて、被保険者ご自身にご記入いただく報告書（「（請求書兼）治療内容報告書」）と領収書の写し等を証明資料として提出することで給付金をご請求いただけます。
ケガまたは加入日・増額日から2年経過した後に開始した疾病による入院、手術、放射線治療をご請求される場合
なお、上記の報告書（「（請求書兼）治療内容報告書」）をご提出いただいた場合におきましても、正確なお支払いのために、あらためて「当社所定の診断書」をお願いする場合があります。
また、「（請求書兼）治療内容報告書」をお取扱いできる場合の詳細は、「（請求書兼）治療内容報告書」の説明内容等をご確認ください。

保険金・給付金のお支払いにあたって

- お支払いの判断は、ご提出いただいた診断書などの内容に基づいて行います。診断書などに記載のない病名、入院および手術などについてはお支払いの判断ができないため、保険金や給付金をお支払いできません。
- ご提出いただいた書類を拝見した結果、**ご加入前の健康状態、障害の状態、事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認も含みます。）**させていただく場合があります。
この場合は、当社担当者または当社で委託した者が訪問いたします。
- 保険金などをお支払いするために確認が必要となった場合には、確認先のご都合などによって、保険金や給付金のお支払いまでに日数を要する場合があります。

お支払いの対象とならなかった診断書の取得費用のご負担を軽減します。

- 保険金・給付金のご請求の際、診断書（原本）をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならなかった場合には、その取得費用のご負担を軽減するために、診断書1通につき一律6千円をお支払いいたします。
 - ・「診断書」とは以下のいずれかをいいます。
①当社所定の診断書 ②その他の診断書（病院発行の診断書など）
<注意>医療保障一時金保険および無配当団体3大疾病保険（2022）、無配当団体医療一時金保険（2022）は原則Webでのご請求となるため、診断書（原本）は画像のご提出でお取扱いします。
ただし、その場合は①当社所定の診断書のみを対象とします。
 - ・ご提出いただいた診断書（原本）は返却いたしません。あらかじめご了承ください。
 - ・一部でも保険金・給付金をお支払いできる場合は対象となりません。
 - ・お支払いの対象とならなかった診断書（原本）1通につき一律6千円をお支払いいたします。
- 重大事由により契約が解除された場合など、一定の場合には診断書（原本）1通につき6千円のお支払いはありません。